特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
I I	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。情報提供ネットワークシステムで保持する特定個人情報については、業務上必要最小限のものとすることで、特定個人情報の一元管理・把握を回避する。また、番号法上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

評価実施機関名

総務大臣

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

平成26年12月2日

公表日

平成26年12月4日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3)変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

②事務の内容 ※

情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行う ための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正 な社会を実現することを目的とした制度である。個人番号の利用は、より公平・公正な社会、社会保障 がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い 社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現を旨として行うものである。 情報提供ネットワークシステムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報の正確かつ安全な連 携を行うために設置されるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共 団体等の情報照会者又は情報提供者(以下「情報照会者等」という。)がそれぞれの事務を遂行するた めに必要な情報を分散して管理することとし、情報照会者等が保有していない個人情報を必要とする場 合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特 定の情報照会者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しないものとする。情報 提供ネットワークシステムにより実現する事務は、次のとおりである。

(1)符号の生成(根拠法令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)第20条) 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、 個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワ クシステムにおいて情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、 符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、 情報提供ネットワークシステムは、情報照会者等からの依頼を受け、各種符号(連携用符号、情報提供 用個人識別符号)を生成する。

(2)情報連携の媒介(根拠法令:番号法第21条)

情報照会者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報照会・提供の媒介を行う。情報の一元管 理を防止するため、本機能においては、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供 に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。 また、番号法で認められた範囲(番号法第21条第2項)を超えて情報連携を行うことを防止するため 情報保有機関が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護 評価が適切に実施されていることを確認する。また、情報照会者等が情報連携を行う都度、情報照会 の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で認 められた事務等の範囲であることを確認する。なお、番号法で認められる範囲を超えている場合は情報

(3) 情報提供等の記録の管理(根拠法令:番号法第23条)

番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情 報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保 存する。情報提供等の記録を参照することで、いつどこで誰の特定個人情報が照会・提供されたのかを 把握することができる。情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個 人情報の項目などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。

情報提供等記録開示システム(※)を介した本人からの情報提供等の記録の開示請求がなされた場合 には、情報提供等の記録を開示する。また、番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委 員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供する こととされており、この規定に基づき、特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求め があった場合には、情報提供等の記録を提供する

番号法第52条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会への報告については、犯罪捜査を目的 としたものではない。

(※)平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定。当該システムにより、自らの特 定個人情報がどのように利用されたのか確認すること等が可能になる。

[

連携を行わない。

情報提供ネットワークシステムの稼動開始について、情報提供用個人識別符号の発行は平成28年4 月からの予定であり、情報連携の媒介及び情報提供等の記録の管理は平成29年1月からの予定であ る。本評価書の作成に当たり、現在検討中である情報提供ネットワークシステムの運用業務に係る項 目については、現時点では想定で記載し、内容が確定次第、特定個人情報保護評価の再実施を行う予 定である。

30万人以上

]

く選択肢と 1) 1,000人未満

2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上

③対象人数

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 情報提供ネットワークシステム 情報提供ネットワークシステムは、コアシステムとインターフェイスシステムにて構成されている。 コアシステムは、情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、(1)符号の生成、(2)情報連携 の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の3つの機能を有する。 (1)符号の生成 ・連携用符号及び情報提供用個人識別符号は、情報連携の媒介開始前にあらかじめ生成しておく必要 があり、次の手順により生成する。 情報照会者等から情報提供用個人識別符号生成の依頼を受ける。 ・情報照会者等から、住民基本台帳ネットワークシステムを介して、情報提供用個人識別符号生成の対 象者の住民票コードを受領する。 ・住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基 となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。 住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。 ・連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより、情報照会者等ごとに異なる情報提供用個人識別 符号を生成し、依頼元の情報照会者等へ送信する。情報提供用個人識別符号は情報提供ネットワーク システムに保存しない。情報提供用個人識別符号の生成は、一連のシステム処理で自動的に行われ ており、連携用符号発行管理ファイルにより確認を行うことで、誤った情報照会者等へ提供されない仕 組みとしている。 ・また、情報連携が行われる際にはその情報連携の記録を情報提供等記録ファイルに保存することとし ているが、その際も、個人を特定するために、連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより、情 報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。 (2)情報連携の媒介 ・情報照会者から、情報提供用個人識別符号による情報照会要求を受信する。 ・情報照会が、番号法で認められる範囲(番号法第21条第2項)かどうかの確認を行い、情報提供用個 人識別符号及び照会内容等を情報提供者へ送信する。 ・情報提供者は、情報照会者に対し、特定個人情報の提供を行う。情報提供は、コアシステムを介さ 、、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムにおいて特定個人情報が蓄 積されることを防止する。情報提供の媒介は、一連のシステム処理にて自動的に行われることにより、 ②システムの機能 誤った情報が提供されない仕組みとしている。 (3)情報提供等の記録の管理 ・番号法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を 自動的に作成し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、情報提供等の記録に関する開示請求 等において個人を識別するものとして、個人番号(マイナンバー)を用いずに、情報提供等記録用符号 を用いる。情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内 で自動的に連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。 ・情報提供等記録開示システムを介して本人から開示請求を受信した際に、該当する情報提供等の記 録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。 ・番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号 法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、特定 個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を 提供する。 情報提供等の記録を基に、各種統計処理を実施する。 フェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として情報照会者等となる国や地方 公共団体等及び情報提供等記録開示システム設置機関ごとに配置され、情報照会者等側のシステム とコアシステム等との接続の役割を担うシステムである。 情報連携を行う場合において、情報照会者はコアシステムを通じて照会を行うこととなるが、情報提供 者が情報照会者に特定個人情報を提供する際は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを 介して行われる。これにより、コアシステムに特定個人情報が蓄積されないようにし、情報の一元管理 が行われない仕組みとしている。また、情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等 の記録の開示請求がなされた場合には、コアシステムに保存されている記録を、インターフェイスシステ ムを介して情報提供等記録開示システムに送信する。インターフェイスシステムは、情報を送信・受信す るのみであり、特定個人情報は蓄積されない仕組みとしている。 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム [〇] 住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続] 宛名システム等 []税務システム [O]その他 (情報提供等記録開示システム、各情報照会者等のシステム、特定個人情報保護委員会の監視・監督システム) システム2~5 システム6~10 システム11~15 システム16~20

3. 特定個人情報ファイル名

1. 連携用符号発行管理ファイル 2. 情報提供等記録ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

情報提供ネットワークシステムの符号の生成機能及び情報提供等の記録の管理機能については、次の必要性から、特定個人情報ファイルとして連携用符号発行管理ファイル及び情報提供等記録ファイルを保有する。

(1)連携用符号発行管理ファイル

①事務実施上の必要性

情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。このため、情報提供ネットワークシステムは各種符号(連携用符号、情報提供用個人識別符号)を生成することとしており、①連携用符号の重複生成防止、②情報提供用個人識別符号の発行の有無の判定、③障害時等の調査を行うことを目的として、符号の生成・変換に必要な連携用符号管理情報を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。

(2)情報提供等記録ファイル

番号法第23条の規定において、情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項についての情報提供等の記録を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。

1. 国民の行政手続負担の軽減

社会保障・税に係る行政手続における添付書類の削減が期待できる。

2. 公正・公平な行政の実現

所得のより正確な捕捉により、きめ細やかな新しい社会保障制度の設計に資すると期待できる。

3. 行政の効率化

情報を電子的に迅速に授受することにより、行政事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や財源を国民サービスにより振り向けることが期待できる。

4. 開示請求者からの開示請求への対応

開示請求者は、いつ誰が情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか確認できる。

5. 個人番号の利用 ※

②実現が期待されるメリット

1. 番号法

・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)

・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム)

・第23条第3項(情報提供等の記録)

法令上の根拠

2. 番号法施行令

・第24条(秘密の管理)

·第20条第6項·第7項(情報提供用個人識別符号の取得)

·第27条第1項·第2項·第4項·第5項·第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

 (選択肢>

 (フ実施の有無
 実施しない

 (工業施しない
 2) 実施しない

 (工業施しない
 2) 生地しない

②法令上の根拠

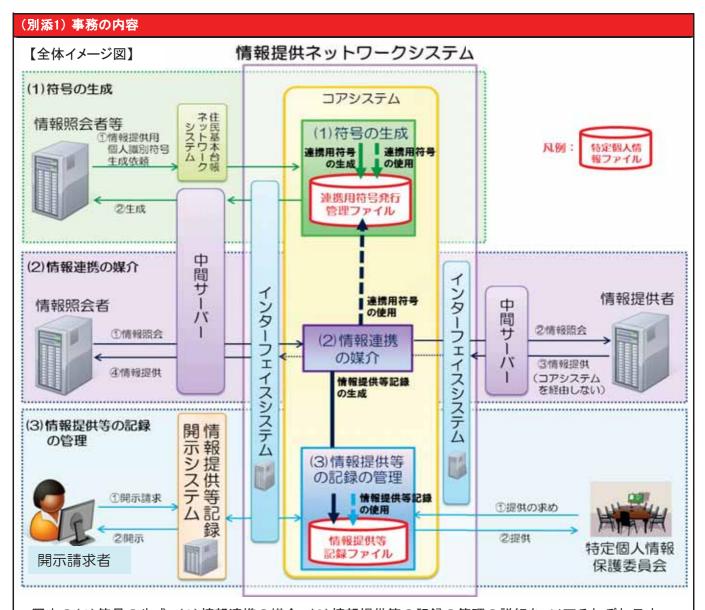
7. 評価実施機関における担当部署

 ①部署
 総務省大臣官房企画課個人番号企画室

 ②所属長
 個人番号企画室長 望月明雄

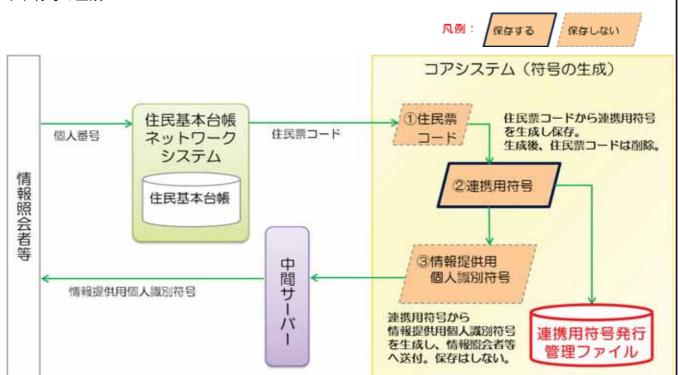
8. 他の評価実施機関

システム開発の主体として内閣官房社会保障改革担当室

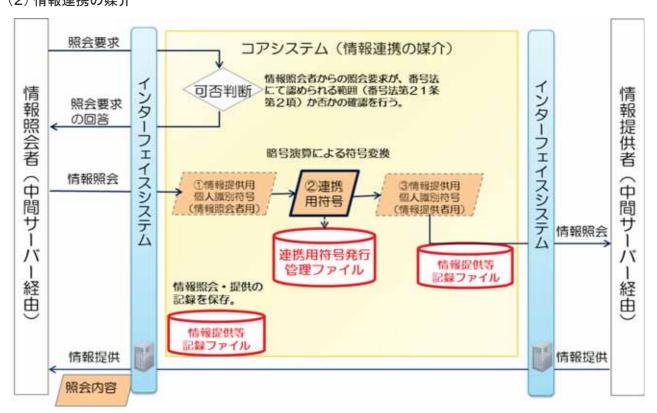


図中の(1)符号の生成、(2)情報連携の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の詳細を、以下それぞれ示す。

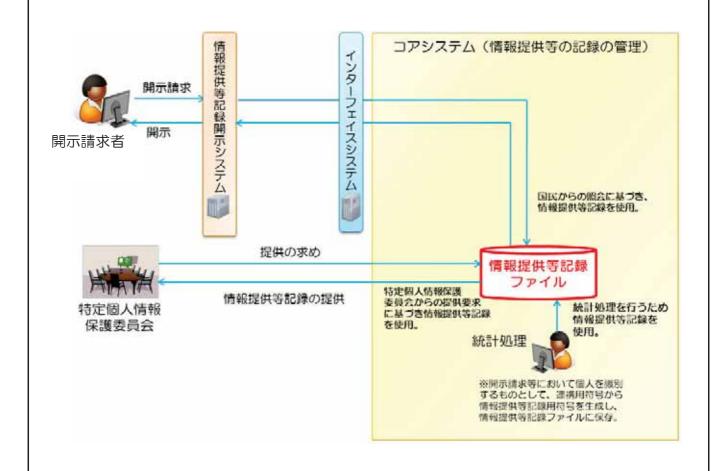
(1) 符号の生成



(2)情報連携の媒介



(3)情報提供等の記録の管理



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 連携用符号発行管理ファイル

2. 基本	2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢>		
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1,000万人以上] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象と	なる本人の範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者		
	その必要性	番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者の全ての連携用符号や連携用符号から変換される情報提供用個人識別符号を生成する必要があるため。		
④記録さ	れる項目	<選択肢> 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上		
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号		
	その妥当性	・個人番号対応符号(連携用符号) 個人番号(マイナンバー)を使用せずに、連携用符号及び情報提供用個人識別符号により、本人を特定して情報提供ネットワークシステムを運用していくために、システム管理上必要な項目として保有する。 ・その他 連携用符号生成時に、既に生成済みの連携用符号との重複生成を防止し、連携用符号を一意とする必要があるため保有する。		
	全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開	始日	平成28年4月1日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)		
⑥事務担当部署		総務省大臣官房企画課個人番号企画室		

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	c ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			[O]その他 (連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しな) いため、⑧使用方法の欄に記載
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
0 1			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方	法		[]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しな) いため、⑧使用方法の欄に記載
③入手の)時期・⅓	頻度	連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に 記載
④入手に	係る妥	当性	_
⑤本人~	の明示	ŧ	特定個人情報の使用に関しては、番号法第2条第14項、第19条第7号及び第21条第2項において、 情報提供ネットワークシステムにより情報連携を行う旨が規定されている。
			・新たに生成する連携用符号が、生成済みの連携用符号と重複することを防止するための機能として
∅###	3 A.A. */		使用(住民票コード変更の際の重複の確認を含む。)。 ・情報連携の媒介において、連携用符号から情報提供用個人識別符号を生成する際に、生成済の判
⑥使用目	11的 ※		定及び暗号演算に必要な情報を取得するために使用。 ・障害時や異常発生時等に暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合に使用。
			・符号生成に関する統計処理の元データとして使用。
	変更0	の妥当性	
		使用部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室
⑦使用の)主体	使用者数	<選択肢>
			・情報照会者等から符号生成の依頼を受け、情報照会者等から住民基本台帳ネットワークシステムを介して符号生成の対象者の住民票コードを受領する。住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに
⑧使用力	5法 ※		異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生
			成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。
			① 住民基本台帳ネットワークシステムから受領した住民票コードから生成した連携用符号が、既に生成
情報の突合 ※		の突合 ※	している連携用符号と同一でないか突合する。 ② 情報照会を受けた際、照会対象者の連携用符号を基に、情報提供者へ情報提供用個人識別符号か 発行済みかを確認するため、連携用符号発行管理ファイル(発行履歴)と突合する。
情報の統計分析 ※		の統計分析	符号生成処理状況の把握のため、必要な統計処理を行う。
		利益に影響を よる決定 ※	ない。
 ⑨使用開始日			平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件		
委託事項1	情報提供ネットワークシステムの運用業務		
①委託内容	連携用符号発行管理ファイルに関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧業務)		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲	日 特定個人情報ファイルの主体 」 2)特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人(数	 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 		
対象となる本人(範囲 <u>※</u>	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者		
その妥当性	システム全般に係る保守・運用等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することなど、全体の取扱いを委託することが必要であるため。		
③委託先における取扱者数	 <選択肢> (選択肢> 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙		
⑤委託先名の確認方法	調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。		
⑥委託先名	平成27年度以降に調達予定。		
⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再 委 託 ⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他の総務省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。		
9再委託事項	上記委託事項と同じ。		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件	[]移転を行っている ()件	
徒供・移転の有無	[〇] 行っていない			
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未 2) 1万人以 3) 10万人以 4) 100万人 5) 1,000万人	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満 人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲				
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	
6提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ	[]紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度				
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報	ł		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢>	
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる		
		[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
○作 夕 半五万万五		[] フラッシュメモリ []紙	
		[]その他 ()	
⑦時期•頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15	移転先11~15		
移転先16~20)		
6. 特定個人情	情報の保管・	<mark>消去</mark>	
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物の中にあって入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 また、サーバーを設置した部屋には、監視カメラを設置し、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。	
②保管期間	期間	<選択肢>	
	その妥当性	連携用符号の重複生成を防ぐため、及び、各情報照会者等から情報提供用個人識別符号を用いた照会要求に対応するために生成済みの符号に関する情報を恒久的に保管する必要があるため、消去しない。	
③消去方法		消去しない。	
7. 備考			

ı

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

コアシステム

連携用符号発行管理ファイル

連携用符号

住民票コードを基に生成する個人ごとに異なる符号 住民票コードへの不可逆性をシステムで担保

連携用符号管理情報

連携用符号生成時に、既に生成済みの連携用符号との重複生成を防止し、連携用符号を一意とするための暗号情報

連携用符号のバージョン

連携用符号のバージョン情報。暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合を考慮し保存

機関別パラメータ

情報提供用個人識別符号を変換する際に付与する情報照会者等ごとの パラメータ

情報提供用個人識別符号生成方式等 のバージョン

情報提供用個人識別符号の生成方式等のバージョン。暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合を考慮し保存

機関コード

情報提供用個人識別符号を生成した情報照会者等のコード

発行日時

情報提供用個人識別符号の発行日時

*要件定義段階の記録項目及び項目名

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 情報提供等記録ファイル

2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数		 <選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 		
③対象となる本人の範	囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者		
その必要性		情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供があったときは、当該照会・提供に係る事項を情報提供ネットワークシステムに記録・保存しなければならないものとされている(番号法第23条)。これにより、情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供のやり取りを対象者ごとに、情報提供等記録ファイルに記録・保存する必要がある。		
④記録される項目		<選択肢>(選択肢>1)10項目以上50項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上		
主な記録項目	目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号		
その妥当性		・個人番号対応符号(情報提供等記録用符号) 情報提供等記録ファイルは、本人等からの開示請求による閲覧、特定個人情報保護委員会への資料提供等に使用されるが、その場合の対象者を一意に特定する識別情報として情報提供等記録用符号を生成し、記録している。 ・その他 番号法第23条に規定されている項目及びシステム管理のために必要な項目を選定して記録している。		
全ての記録」	項目	別添2を参照。		
⑤保有開始日		平成29年1月4日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)		
⑥事務担当部署		総務省大臣官房企画課個人番号企画室		

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 (
			[]行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手元	*		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[O]その他 (情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手に) は該当しないため、⑧使用方法の欄に記載	
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@1 + +	->+		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手方	1法		[]情報提供ネットワークシステム	
			[O]その他 (情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手に) は該当しないため、⑧使用方法の欄に記載	
③入手の)時期•頻度	Ę	情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載	
④入手に	係る妥当性	生	_	
⑤本人へ	の明示		特定個人情報の使用に関する法令の規定として、番号法第23条第3項において、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは情報提供ネットワークシステムに記録を保存する旨が規定されている。	
			・開示請求者からの開示請求に対して、対象となる情報提供等の記録を開示し、いつ誰がどのような情報となる情報と思います。	
			報を情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか開示することを 可能にする。	
⑥使用目	的 ※		・情報提供等の記録を情報提供ネットワークシステムに記録・保存することにより、不正な情報連携の有無を確認することを可能とする。	
			・情報提供ネットワークシステムを円滑かつ安定的に運用していくため、情報連携の処理件数等を集計し、統計資料として使用する。	
	変更の妥	当性		
	使 <u>※</u>	用部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室	
⑦使用の		用者数	<選択肢>	
			・番号法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する情報を 自動的に記録し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、特定の個人を識別するものとして個人	
			番号(マイナンバー)は利用せずに、連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。	
			・情報提供等記録開示システムを介して本人から開示請求を受信した際に、該当する情報提供等の記録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。	
⑧使用方	法 ※		・番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号 法第19条第11項の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、特定個	
			人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供	
			する。 ・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の	
			拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。	
情報の突合 ※		合 ※	突合は行わない。	
情報の統計分析 ※		計分析	・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。	
権利利益に影響を 与え得る決定 ※			行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第18条の規定により、情報提供等の記録の開示又は不開示の決定を行う。	
⑨使用開	始日		平成29年1月4日	

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		(委託する 3 ((1 (((1) 体 (((((((((((((() ((() (() (())) ())<			
委託	事項1	情報提供ネットワークシステムの運用業務			
①委詢	七内容	情報提供等の記録に関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)			
	及いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供の対象となる者			
	その妥当性	システム全般に係る保守・運用等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することなど、全体の取扱いを委託することが必要であるため。			
③委詰	毛先における取扱者数	<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] ガ [〇] その他 (システムが設置されるデータセンター内にて取扱いを行う。			
⑤委i	モ先名の確認方法	調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。			
⑥委 詞		平成27年度以降に調達を実施予定			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は 名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定 金額等及びその他の総務省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る 履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託 先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。			
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。			
委託	委託事項2~5				
委託	事項6~10				
委託	委託事項11~15				
委託	委託事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	修牧(安武に行うものを味く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件
(を)	[] 行っていない
提供先1	開示請求を行った者(情報提供等記録開示システムを介して又は書面にて開示請求を受け付ける。)
①法令上の根拠	番号法第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条
②提供先における用途	情報提供等の記録を閲覧し、自身の特定個人情報の取扱いが適切であることを確認する。
③提供する情報	・情報照会者の名称 ・情報提供者の名称 ・提供の求めの日時 ・提供の日時 ・特定個人情報の項目 ・提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当する場合はその旨 ・番号法第23条第1項第4号の総務省令で定める事項
④提供する情報の対象となる 本人の数	 〈選択肢〉 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	情報提供等の記録に係る本人、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人 のうち、開示請求を行う者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[〇] その他 (情報提供ネットワークシステムと接続された情報提供等記録開示システム)
⑦時期・頻度	開示請求を受け付けた都度
+B /44 /4 / C	
提供先2~5	
提供先2	特定個人情報保護委員会
	番号法第19条第11号
提供先2	番号法第19条第11号
提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の 記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての 必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 <選択肢> 1) 1万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 全ての対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 全ての対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	番号法第19条第11号 番号法第52条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会から提供の求めがある場合、情報提供等の記録等を基に調査を行い、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんを行う。 情報提供等記録ファイルのうち、特定個人情報保護委員会が求める情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 全ての対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙

移転先1			
①法令上の根拠	<u>l</u>		
②移転先における用途			
③移転する情報	l .		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢>	
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる		
		[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
○19 ∓ 0 717 Δ		[] フラッシュメモリ [] 紙	
		[]その他 ()	
⑦時期•頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15	5		
移転先16~20)		
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物の中にあって入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 また、サーバを設置した部屋には、監視カメラを設置し、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。	
②保管期間	期間	<選択肢>	
	その妥当性	過去に行われた情報連携の確認を行う必要性を踏まえ、刑法第235条(窃盗)及び同第246条の2(電子計算機使用詐欺)の公訴時効が刑事訴訟法第250条で7年となってることに鑑み、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条にて、7年間保存する旨が規定されている。	
③消去方法		保管期間経過後は、適切に廃棄等を行う。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

ノステム 设提供等記録ファイル	
情報提供等記録用符号	
処理通番	
処理通番の枝番	
事務名	
事務手続き	
情報照会者の名称	
情報提供者の名称	
提供の求めの日時	
提供の日時	
特定個人情報名	
特定個人情報の項目	
不開示情報に該当する場合はその旨	
過誤中止事由	

*要件定義段階の記録項目および項目名

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	E Company of the comp							
1. 連携用符号発行管理ファイル								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(留意事項) 連携用符号は、情報提供ネットワークシステム内で住民票コードから生成されるため、「特定個人情報の入手」には該当しないが、特定個人情報である連携用符号の生成におけるリスク対策について、「3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に記載することとする。							
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容								
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情								
入手の際の本人確認の措置 の内容								
個人番号の真正性確認の措 置の内容								
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容								
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	「 <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

3. 特	定個人情報の使用	
リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名シ の内容		情報提供ネットワークシステムでは、地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号(符号含む。)と 他の個人情報とを紐付けるようなシステムは存在しない。
	で使用するその他のシにおける措置の内容	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムが存在するのみで、その他のシステムは存在しない。なお、連携用符号はシステム内で暗号化されて管理されており、また、連携用符号から情報提供用個人識別符号への変換はシステム上で自動的に暗号演算により実施されるため、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われることや事務に必要のない情報と併せて取り扱われることはあり得ない。
その他	の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーサ	^デ 認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のユーザ認証の管理を行っている。 ・情報資産の重要度に応じて、ID・パスワード認証、生体認証、多要素認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行う。また、下ュアルロック機能等も活用する。 ・パスワードには有効期限を設ける。また、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 ・システムへのログイン画面に前回のログイン日時を表示し、不正ログインの有無を確認できるようにする。 ・OSやデータベースで初期設定されているIDのパスワードは、システム管理者が初期設定時に変更又は無効化する。 ・定期的にパスワード変更のアラートを出すことにより、パスワード変更を実施する。 ・OSや管理ソフトにより運用端末へのアプリケーションのインストールを制限する。 ・システムにアクセスできる端末を制限する。
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限発行・失効の管理を行っている。 ・職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定し、ユーザと権限の対応表を作成する。 ・職員や運用者の異動等に伴い、必要な権限を確認し、迅速に発効・失効を実施する。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行う。
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限の管理を行っている。 ・IDやアクセス権限の発行・失効処理の権限を持つ者を制限し、発行・失効を行った際はその旨の記録を残す。 ・職員・運用者によるID・パスワードの共有利用は行わない。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限が正しく付与されているか確認を行う。
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	連携用符号は、人が識別できない形態(規則性を備えていない数字・文字列の羅列)で生成・保存し、運用端末からアクセスできないよう使用の制御を行っている。連携用符号発行管理ファイルには生成済みの符号に関する情報を恒久的に保管することとしており、連携用符号発行管理ファイル自体が使用の記録であるとともに、アクセスに関するログの記録を行う。
その他	の措置の内容	・無線LAN経由でのアクセスを許可しない。 ・システムにログインするパスワードは、システム上不可逆な形式で暗号化され保管される。
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 従業者が事務外で(
リスク	に対する措置の内容	・年次で当該業務従事者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。・システムの監査権限を持った者が、操作ログ等で職員個人別のシステム利用状況の記録を残し、定期的に異常作業等の監視を行う。
リスク	への対策は十分か	【 特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイ	「ルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措直の内容	・職員や運用者が使用する端末は、許可されてないUSB等の媒体接続を禁止する。 ・許可されていない外部媒体への書き出しをシステム的に禁止する。 ・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップ を実施できるようにする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<連携用符号の生成について>

- ・連携用符号は、情報照会者等からの依頼に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを介して受領する住民票コードを基に、システム内にて暗号演算により生成・保存する。住民票コードは、住民基本台帳ネットワークシステムを通じ、情報照会者等から符号生成の対象者に関するもののみを受領する仕組みとしている。対象者の住民票コードの受領は、地方公共団体情報システム機構から暗号化された状態で専用線にて受領しており目的外の生成が行われることはない。
- ・情報提供ネットワークシステムにおいて、住民票コードを受領してから連携用符号を生成するまでの処理及び情報提供用個人識別符号への暗号演算による変換は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。
- ・連携用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られることに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM: Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。
- ・連携用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの連携用符号と重複がないか等の確認を行い正確 性を確保する。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	[]委託しない
委託分委託务	たによる特定個人情報の	・不正入手・不正な使用に関するリスク ・不正な提供に関するリスク ・保管・消去に関するリスク 日等のリスク	
情報係	呆護管理体制の確認	・会計法令等に基づく総合評価落札方式により委託者を選定する。 ・委託者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC 27001 等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。)等の認証取得事業者であること
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	通常業務では、受託者が運用端末から連携用符号にアクセスすることを	を禁止している。
特定値いの記	固人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	連携用符号発行管理ファイルに関する運用業務(バックアップ取得、障旧業務)の委託については手順書・指示書等によって作業内容を明確に告を求める。また、職員が必要に応じて報告された内容を確認する。されてグや操作口グを全て記録する。	こし、作業を行う都度、事績の報
特定值	固人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	連携用符号は、情報提供ネットワークシステムの内部管理のためにのる したり、情報提供ネットワークシステムから外部に出すことはないため、 わない。	み利用し、その他の目的に利用
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	は行わない。 ・再委託も含めて、番号法第11条の趣旨を踏まえ、必要かつ適切な監	委託先へ特定個人情報の提供
特定個	固人情報の消去ルール	[定めていない] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	情報提供ネットワークシステムの運用は委託先の者により行われるが、 等、情報提供ネットワークシステムの内部管理に利用するため、特定値 る。	
	忍約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	<選択肢> [定めている] 1)定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	く選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託ととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 また、再委託先が総務省と同等の安全管理措置を講じていることを確認	

その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_					

5. 特	定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定(の記録	固人情報の提供・移転 ₹	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法				
	国人情報の提供・移転 るルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その他	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	キ・ 移転が行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った 札	目手に提供・	移転してしまうリスク	
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定値 する措		託や情報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその)他のリスク及びそのリスクに対

リスクに対する措置の内容 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題がなされている 3) 課題がなされている 3) 課題がなされている 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4) 4)	6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇] 接続しない(入手)	[〇] 接続しない(提供
リスクへの対策は十分か	リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクへの対策は十分か	リスクに対する措置の内容				
リスクに対する措置の内容 (選択肢) () 持に力を入れている (2) 十分である (3) 課題が残されている (4) に対している	リスクへの対策は十分か	[] <i< td=""><td>選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている</td><td>2) 十分である</td></i<>	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
Jスクへの対策は十分か	リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容 (選択肢) リスクへの対策は十分か 「	リスクに対する措置の内容				
リスクに対する措置の内容 (選択肢) リスクへの対策は十分か 「	リスクへの対策は十分か	[] < 1) 3) ;	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対策は十分か	リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か	リスクに対する措置の内容				
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [リスクへの対策は十分か	С] < i	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスクア: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容 (2) 十分である	リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 1) スクへの対策は十分か [リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か 「	リスクへの対策は十分か	Г] < 1) : 3) ;	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [] (選択肢) (2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク (3) 課題が残されている (3) 課題が残されている (3) 課題が残されている リスク[に対する措置の内容 (3) に対する措置の内容 (4) 日本の表別の内容 (4) 日本の表別の内容 (4) 日本の表別の内容 (5) 日本の表別の内容 (6)	リスク5: 不正な提供が行わる	れるリスク			
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [] (選択肢) リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスク[に対する措置の内容	リスクに対する措置の内容				
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か [] (選択肢) リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスク[に対する措置の内容	リスクへの対策は十分か	[] <\iii 1) 3)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対策は十分か [] (選択肢) 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 1)スク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク			
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	リスクに対する措置の内容				
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	リスクへの対策は十分か	[] <1 1) 3)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
	リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し			
ノ端中中へ	リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か [1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	リスクへの対策は十分か	[] < 1 1) 3)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		との接続に伴うその他のリスク及7	バそのリスク	に対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・済	消去
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NIS	C政府機関統一基準群	[特に力を入れて遵守している] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全	全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全	全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全 員への	全管理体制・規程の職 周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物型	里的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・データセンターや運用端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。 ・データセンターや運用端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。
⑥技術	斯的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御する。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)、IPS(侵入保護システム)を設置する。 ・端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。
7/19	クアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし
	その内容	_
	再発防止策の内容	_
⑩死者	番の個人番号	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない
	具体的な保管方法	システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。
その他	也の措置の内容	
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	リスクに対する措置の内容 連携用符号の重複生成を防ぐため、及び、各情報照会者等から情報提供等個人識別符号を用いた情報照会要求に対応するために、生成済みの連携用符号に関する情報を恒久的に保管している。						
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去され	ずいつまでも存在するリン	スク			
消去	手順	[定めていない]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	報照:				提供等個人識別符号を用いた情 が恒久的に必要であり、情報は	
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定值	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル:	名
2. 情報提供等記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手((情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(留意事項) 情報提供等記録用符号は、情報提供ネットワークシステム内で連携用符号から生成されるため、「特定個人情報の入手」には該当しないが、特定個人情報である情報提供等の記録の生成におけるリスク対策について、「3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に記載することとする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入事	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人作	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	
個人番号の真正性確認の措 置の内容	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特	定個人情報の使用				
リスク	1: 目的を超えた紐付け	事務に必要のない	情報との紐付けた	が行われるリスク	
宛名シ の内容	ノステム等における措置 !			也方公共団体の宛名シスラ テムは存在しない。	テムに相当する個人番号(符号含む。)と
	で使用するその他のシス おける措置の内容	するのみで、その他 て管理されており、a	のシステムは存在 また、連携用符号: れるため、特定個	Eしない。なお、情報提供等 から情報提供等記録用符 ! 人情報が使用目的を超え	情報提供ネットワークシステムが存在 記録用符号はシステム内で暗号化され 号への変換はシステム上で自動的に暗 て取り扱われることや事務に必要のない
その他	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[十分で	·ある]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る
リスク	2: 権限のない者(元職	、アクセス権限のな	ない職員等)によっ	って不正に使用されるリスク	7
ユーサ	デ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	情報資産の重要度するよう設計を行う。 パスワードには有す パポリシーに合致し システムへのログイ る。 OSやデータベース は無効化する。 定期的にパスワー	に応じて、ID・パンまた、デュアルロ あ期限を設ける。こ かいパスワードのイン画面に前回の 、で初期設定されて ド変更のアラートでより運用端末への	ック機能等も活用する。 また、文字種の混在やパス)設定を防止する。 ログイン日時を表示し、不 ているIDのパスワードは、シ を出すことにより、パスワー アプリケーションのインスト	事要素認証など適切な認証方式を選択 ワードの長さ等に関するポリシーを策定 正ログインの有無を確認できるようにす ステム管理者が初期設定時に変更又 ド変更を実施する。
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	職員の役職やシス 職員や運用者の異	テム運用者の役割 動等に伴い、必要	割に従って権限を設定し、ユ 要な権限を確認し、迅速に	行・失効の管理を行っている。 ューザと権限の対応表を作成する。 発効・失効を実施する。 こしく実施されていることの確認を行う。
アクセ	ス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	IDやアクセス権限の きす。 職員・運用者による	の発行・失効処理・ SID・パスワードの	は、以下のアクセス権限の'	管理を行っている。 発行・失効を行った際はその旨の記録を
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残し	している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	ログは電子署名の	付与等を行い、改	での操作ログの記録を行っざんが検出できるようにす	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
その他	也の措置の内容	無線LAN経由での システムにログイン		た、システム上不可逆な形式	式で暗号化され保管される。
リスク	への対策は十分か	[特に力を入	れている]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る
リスク	3: 従業者が事務外で個	用するリスク			
リスク	に対する措置の内容		事者に対し、個人 個人別のシステム	情報保護及び情報セキュ、利用状況の記録を残し、?	リティに関する教育・啓蒙活動を行う。 レステムの監査権限を持った者が、定期
リスク	への対策は十分か	[特に力を入	れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	る 2) 十分である る

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク													
	リスクに対する措置の内容	・職員や運用者が使用する端末は、許可されていないUSB等の媒体接続を禁止する。 ・許可されていない外部媒体への書き出しをシステム的に禁止する。 ・開示請求者へ電子記録媒体形式で開示する場合は、媒体接続する端末を必要最小限にする。 ・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップを実施できるようにする。 ・データ抽出等はログを残し、定期的にチェックする。											
	リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている											

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<情報提供等記録用符号の生成について>

- ・情報提供等記録用符号は、外部から入手されるものではなく、情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内で自動的に生成されるものであり、目的外の生成が行われることはない。
- ・情報提供等記録用符号の生成は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。
- ・情報提供等記録用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られる ことに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM:Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。
- ・情報提供等記録用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの情報提供等記録用符号と重複がないか等の確認を行い正確性を確保する。

4. 积	詳定個人情報ファイル(の取扱いの委託			しょう委託しない							
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関す 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 目等のリスク	「るリスク									
情報係	保護管理体制の確認	・会計法令等に基づく総合評価落札方式により委託者を選定する。 ・委託者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC 27001)等の認証取得事業者である等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。										
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない							
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限する。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限にする。 ・アクセス権限の管理状況を定期的に報告する。										
特定値いの記	園人情報ファイルの取扱 !録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない							
	具体的な方法	システムへのアクセスログ、	システムでの	の操作ログの記録を行い、	操作者個人を特定できるようにする。							
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない							
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法			ットワークシステムの内部	管理のためにのみ利用され、その他 :出ることはないため、委託先から他者							
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		段提供ネット「	フークシステムから外部に	部管理のためにのみ利用され、その他 出ることはないため、委託先へ特定個 な監督を行う。							
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない							
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法第23条第3項に基づ 保存期間の過ぎたファイルは			録の保存期間は7年間とされており、 消去する。							
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない							
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情 ・特定個人情報の目的外利別 ・再委託における条件 ・漏表に事案等が発生した場 ・委託契約終了後の特定個 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況につい 等	用の禁止 場合の委託先 人情報の返	もの責任 却又は廃棄								
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない							
	具体的な方法	原則として再委託は行わないととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情・特定個人情報の目的外利別・漏えい事案等が発生した場・再委託契約終了後の特定イ・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況につい等また、再委託先が総務省と同	青報の持出し 用の禁止 場合の再委託 個人情報の いて報告をオ	ンの禁止 モ先の責任の明確化 返却又は廃棄 RXめる規定	再委託契約に次の事項を盛り込むこ							

その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	
_	

		は(委託や情報提供ネット	ノークンスナ	ムを通した提供を除く。)	
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定(の記録	固人情報の提供・移転 ₹	[記録を残してい	る]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	ては、開示を行う際に、いを情報提供ネットワークシ・書面により行われた開示操作して開示することとなて抽出したのか情報提供・特定個人情報保護委員が特定の端末どの情報について抽出した	つどの開示請 ステムにて全 請求、その際 るットワークシ 会からの報告 を操作して報提 このか情報提	情求者が開示請求し、どの情 さて記録・管理する。 の情報提供等記録の開示請 受付の記録と共に、どの職 レステムにて記録・管理する。 苦しくは資料の提出の求め 供することとなるが、その際 とはネットワークシステムにて	については、所定の書面等にて受け 受付の記録と共に、どの職員がいつ
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	人情報保護法第12条(番となっており、本人等からている。・開示請求は、書面又は情は書面・電子記録媒体・情・開示請求者からの開示語あった場合には、システムる記録が情報提供ネットで実期的に書面による開えを行う。	:号法第30条の開示請求に 情報提供等記 情報提供等記 情求又は特定 処理又は定り リークシステム に 請求又は報	第2項の規定に読み替え)の こ基づき情報提供等記録ファ 録開示システムを介して行 録開示システムによって行れ の人情報保護委員会からの められた手続に則り処理が ムに記録・保管される。 告若しくは提出の求めと操作	の照会・提供について、行政機関個の規定に基づき、開示請求できることでイルを使用して、開示することとなっらことができるようになっており、開示われる。の報告若しくは資料の提出の求めが行われ、当該開示又は提出等に関す作口グ等を管理者が突き合わせ確認令第29条の規定に従い、7年間保存
その他	也の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れてし	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	ŧ・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		人情報保護法第12条(番請求できることとなっていき事面により行われた開京料の提出の求めがあった	号法第30条 る。 請求者からの 場合には、定	第2項の規定に読み替え)の開示請求又は特定個人情 の開示請求又は特定個人情 められた手続に則り処理を	照会・提供については、行政機関個の規定に基づき、開示請求者が開示 報保護委員会からの報告若しくは資 行う。 作口グ等を管理者が突き合わせ確認
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れてし	いる]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤っ:	た相手に提供		
リスク	に対する措置の内容	記録開示システムにおいステムにより担保されていますの提出の求めについて上、回答することとしていた情報提供等記録開示システムにおいれた本人の内容のみが開き書面により行われた開京料の提出の求めについて	ステムを介して、 ステムを者でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	る本人又は代理人から指定の開示請求又は特定個人情た手続に則り処理を行い、持て行われた開示請求者からる本人又は代理人の真正性システムにより担保されてしか開示請求とは特定個人情た手続に則り本人確認書類り確認を行う。開示する情報り開示する。	の開示請求については、情報提供等された内容のみが開示されるようシ 報保護委員会からの報告若しくは資 指定された内容であることを確認の の開示請求については、情報提供等 生の確認が行われており、開示請求さ いる。 野報保護委員会からの報告若しくは資 等により請求者(本人又は代理人、 については、書面又はパスワードを付
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れてし	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスク1: 目的外の入手が行われるリス リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か リスク2: 安全が保たれない方法によっ			<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対策は十分か	て入手が行われるリスク	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスクへの対象は「カル	て入手が行われるリスク	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によっ	て入手が行われるリスク	7		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正	E確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が活	帚えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリ	スク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうり	スク、誤った相手に提供	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続	に伴うその他のリスク及	びそのリ	スクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去										
リスク	1: 特定個人情報の漏											
①NIS	C政府機関統一基準群	[特に力を入れて遵守している] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない										
②安全	全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない										
③安全	全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない										
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない										
⑤物理	里的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない										
		・データセンターや端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実										
	具体的な対策の内容	施する。 ・データセンターや端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。										
⑥技 術	析的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない										
	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御す										
		る。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)・IPS(侵入保護システム)を設置										
		する。 ・端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。										
7/19	ックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない										
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない										
機関に	生3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	【 発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし										
	その内容	_										
	再発防止策の内容	_										
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない										
具体的な保管方法		システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。										
その他	也の措置の内容											
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている										

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
リスクに対する措置の内容	情報提供等記録ファイルには、いつ誰と誰の間で特定個人情報の照会・提供があったかを記録する必要があるため、過去の情報であっても更新せずに、事実をそのまま記録する必要があるので、このリスクは該当しない。									
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
リスク3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク									
消去手順	[定めている] <選択肢> 2) 定めていない									
手順の内容	番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、適切に廃棄等を行う。									
その他の措置の内容	_									
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
特定個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置										

Ⅳ その他のリスク対策※

		[特に力を入れて行っている] <選択肢>
①自己	已点検 	1)特に力を入れて行っている
	具体的なチェック方法	「総務省情報セキュリティポリシー」(平成23年総務省行政情報化推進委員会決定)に基づき、年度自己点検計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の自己点検を実施している。(注)自己点検の手法としては、各職員が研修システムにアクセスして自己点検票(チェックリスト形式)に回答することにより年1回実施している。この結果、情報セキュリティ対策の取組不足が認められた項目については改善措置を講じている。
②監査	ž	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、年度監査計画を策定し、情報セキュリティ対策に係る自己点検結果の監査など、情報セキュリティ対策の監査を実施している。 監査手法としては、以下の項目について、「総務省情報セキュリティポリシー」に準拠しているかを、セキュリティ監査業者に委託して年1回実施している。 ・ポリシーの統一基準への準拠性監査 ・実施手順書のポリシーへの準拠性に関する監査 ・自己点検の適正性監査 ・例外措置の申請及び許可状況の監査 ・主要なシステムの運用管理に関する監査 ・ウェブサーバの対策状況の監査
2. 従	業者に対する教育・	***
従業者	音に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の教育を実施している。教育手法としては、各職員が最低年1回は研修システムにアクセスしてコンテンツを閲覧することにより実施している。コンテンツの作成に当たっては、昨年度の自己点検の結果を基に、結果が良くなかった点検事項を重点的に教育できる内容としている。
3. そ	の他のリスク対策	
		<u></u>

V 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・										
1請3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	総務省個人情報受付窓口 (注) 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表)									
		(注)現行の類似事務について記載した。情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始(平成29年 1月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである(以下、同じ。)。									
②請え	 求方法	・郵送による開示請求 ・電子申請による開示請求 ・来省による開示請求									
	特記事項										
③手数	数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 保有個人情報が記録されている行政文書1件つき、開示請求書に300円) の収入印紙を貼付、窓口に来所して現金を納付又は電子納付する方法									
4個/	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない									
	個人情報ファイル名	連携用符号発行管理ファイル(仮)、情報提供等記録ファイル(仮)									
	公表場所	・事務所への備付け ・総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html)から個人情 報ファイル簿の検索が可能									
⑤法*	冷による特別の手続	_									
⑥個》記載等	人情報ファイル簿への不 :	_									
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ									
①連絡先		総務省個人情報受付窓口 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表)									
②対 /	芯方法	個人情報開示請求等事務マニュアルを作成しており、来所又は電話等による相談等に対して、必要な 情報提供等を行っている。									

Ⅵ 評価実施手続

VI 評価実施手続	
1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年9月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	e-Govパブリックコメントのホームページに意見募集公告を掲載し、ダウンロード資料として「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」及び「意見募集要項」を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成26年9月18日から平成26年10月20日まで
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	・中間サーバー・プラットフォームは情報の一元管理になるのではないか。 ・連携用符号は定期的に生成し直すべきではないか。 ・番号制度の利用拡大(医療(カルテ、処方箋)) ・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)ホームページに掲載されている盗聴に関する情報の提供 ・運用時のID管理について。委託にあたっては再委託を行わない事業者とすべき ・事務の目的の記載に社会保障・税番号大綱に謳われた実現する社会の理念を記載すべき ・番号制度全体の情報連携の仕組みをわかりやすく示すべき ・符号生成に関してより明確に記載すべき ・情報連携の媒介についてより明確に記載すべき ・情報連携を符号により行うことの法的根拠について ・委託はせずに行政が自ら行うべき ・刑事事件捜査や治安立法に基づいた特定個人情報の提供・移転について ・情報提供等記録のアイルへの項目追加について ・情報提供等記録でアイルへの項目追加について ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する契約書記載内容について ・対策の有効性についての確認ができるように改良すべき ・システムの開発、保守に関するリスクと対策も記載すべき ・技術的対策を記述した部分に不十分、不正確な記述がみられる。
⑤評価書への反映	寄せられた意見及び意見に対する考え方と対応方針を回答として一覧形式で取りまとめた。回答についてはe-Govパブリックコメントのホームページにて公表し、当該一覧において意見内容を評価書へ反映する旨の記述をしたものについては、本評価書への追記・反映を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	_
③結果	_
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】
①提出日	平成26年11月14日
②特定個人情報保護委員会 による審査	・委託については、委託を受けた者に対して、総務省自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が 講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこと、また、再委託は、原則行わないこととしているが、再委 託を行う場合には、再委託先に対して委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督 を行うことについて、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置 については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(別添3)変更箇所

提出時期に係る説明										
提出時期 提出										
変更後の記載										
変更前の記載										
項目										
変更日										